

普段捨てることのできない「ごみ」ありませんか？ 特別なごみの収集を有料で行います

環境保全課 環境衛生係 ☎282-1604

テレビやエアコンなど、普段は処分できない特別なごみの収集を年2回、有料で行っています。

収集日当日、収集場所へ持ち込みができない場合は11月25日頃までに、環境保全課環境衛生係までご連絡ください。別途回収費用を支払うことで、事前に委託業者が回収します。

- 日程 11月29日回
- 場所 町民グラウンド駐車場(東側)
- 時間 8時～12時

※注意事項

- ①塗料などの缶は、中身の入っていないものに限ります。
- ②農薬および薬品の入っていたビン類は、販売店または取扱店へ処分を依頼してください。
- ③プロパンガスのボンベおよび未使用の消火器の収集はできません。販売店に引き取りを依頼してください。

・特別ごみ対象

電化製品	・テレビ・エアコン・冷蔵庫 ・洗濯(乾燥)機・衣類乾燥機 ・太陽熱温水器・エレクトーン ・家庭用給湯ボイラー
家庭用品	・トタン・スレート・樹脂製波板 ・便器・ガラス類・金属類・畳 ・プラスチック類
消耗品	・タイヤ・バッテリー・一斗缶 ・ドラム缶・廃油
農業用品	・農機具・ハウスパイプ
車両	・バイク

- ④農業で使用されたビニール類は、農協などによる再資源化を目的とした収集に出してください。
- ⑤パソコンは「資源物有効利用促進法」に基づき、メーカーの責任により、回収およびリサイクルが実施されます。

街なかギャラリーで手づくり教室を開催 お正月しめ縄飾り作り教室

商工観光課 商工観光係 ☎282-1226

- ◎内容 日本一を誇る八代産イ草を使ったお正月しめ縄飾りを作成します。
 - ◎期日 12月19日(日)
 - ◎時間 ①9時30分～ ②10時30分～ ③11時30分～
④12時30分～ ⑤13時30分～ ⑥14時30分～
⑦15時30分～
 - ◎定員 ①・②・⑤・⑥・⑦=各6人
③・④=各5人
 - ◎参加料 A 1,200円 B 1,500円
 - ◎対象者 小学校高学年以上
- ※座位で行いますので、必ずズボン着用での参加をお願いします。



会場は、街なかギャラリー南蔵です。
教室は予約制です。申込は、役場開庁日の9時～17時の間に、商工観光課まで申し込んでください。

**プレミアム商品券の有効期限が
11月30日(月)で終了します！**
期限を過ぎると使用できませんのでご注意ください。

いよいよお届けします マイナンバー通知カード

町民保険課 町民案内係 ☎282-1112

1. マイナンバーを受け取って活用しましょう。

通知カードは、11月末頃に全世帯に届く予定です。通知カードは、行政機関の窓口などでマイナンバー(個人番号)を求められた際に利用できます。

ただし、本人確認を行うために運転免許証などの書類の提示が必要となります。

※通知カードは、世帯主宛に簡易書留で届きますが、不在の場合は不在連絡票が入りますので、郵便局で保管期限内に不在連絡票に基づき再配達などの手続をお願いします

※今の住んでいる住所と住民票の住所が異なる人は、住んでいる市区町村に住民票の異動をお願いします。

※通知カードは転送されませんのでご注意ください。

3. 個人番号カードは初回無料で取得できます。

通知カードには、個人番号カード交付申請書(世帯人数分)が同封されています。

個人番号カードは、様々な本人確認の場面で利用できる公的身分証明書で、平成28年1月以降、当面の間、初回無料で取得できます。

詳細は、個人番号カードコールセンターまでお問い合わせください。

※個人番号カードの交付を受ける場合、通知カードは市区町村に返納しなければなりません。

個人番号カードコールセンター ☎0570-783-578

5. 事業主の皆さまへ

平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

法人には、登記上の所在地に1法人1つの法人番号が通知されます。マイナンバーの取り扱いに当たってはガイドラインを踏まえた対応が必要です。ガイドラインは、特定個人情報保護委員会のホームページよりダウンロードしてください。

2. マイナンバーはこんな場面で必要になります。

① 社会保障関係の手続き

- ・年金資格取得や確認給付。
- ・雇用保険の資格取得や確認、給付。
- ・ハローワークの事務。
- ・医療保険の給付の請求。
- ・福祉分野の給付、生活保護など

② 税務関係の手続き

- ・税務署に提出する確定申告書や届出、法定調書など
- ・都道府県、市町村に提出する申告書や給与支払報告書など

③ 災害対策

- ・防災・災害対策にかかる事務
- ・被災者生活再建支援金給付や被災者台帳作成

4. 住民基本台帳カードの発行は終了します。

個人番号カードが発行されることに伴い、住基カードの発行は平成27年12月で終了します。

現在、住基カードを持っている人は、住基カードの有効期間内であれば、個人番号カードを取得するまでは利用ができます。

※個人番号カードを取得する場合は、住基カードの返却が必要になります。



マイナンバー